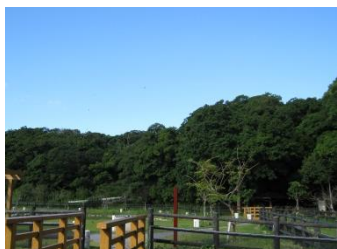


宜野座村景観ガイドライン【概要版】

「自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」

～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～



【宜野座村景観ガイドラインの目的】

宜野座村の景観むらづくりを進めていく上では、まちなみをつくる建築物の建築等や身近な場所での個々の取り組みを積み重ねていくことが重要です。そのためには、村民の皆さまや事業者の皆さまの参加や創意工夫が必要です。

このガイドラインは、建築物等の新築や改築にあたって、創意工夫や協力によって景観むらづくりにつなげていくための考え方、個々の配慮事項や基準について、写真やイラストを用いて目に見える形で紹介しています。

宜野座村景観むらづくり条例（平成23年8月宜野座村条例第16号）に基づく届出の基準として、また村民の皆さまや事業者の皆さまが建築物等の計画を検討する際の指針として、ご活用いただくことを目的に作成したものです。

村民・事業者等が建築物等の新築や改築等を行う際には、本ガイドラインを活用して、宜野座村に係わる全ての皆さまと共に「自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」となるような景観むらづくりの取り組みを進めましょう。

～ 目 次 ～

I 景観むらづくりの基本的な考え方	1
II 景観形成基準	2
III 景観形成基準のポイント解説	3
(1)建築物及び工作物	3
(2)開発行為等	10
□手続きの流れ	11

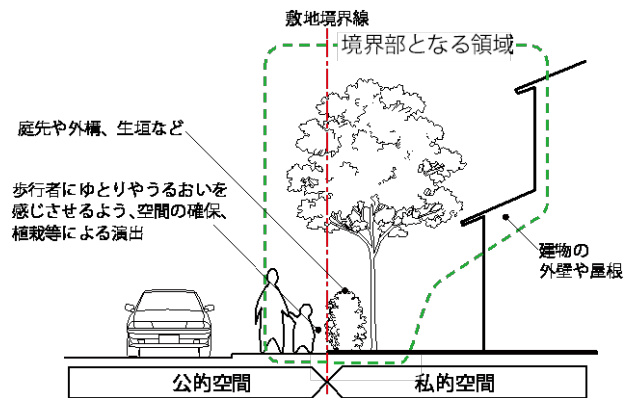
I 景観むらづくりの基本的な考え方

1. 景観むらづくりの視点

景観の形成はむらづくりのすべてに関わることから、良好な景観むらづくりとは、住み心地のよい快適でうるおいのあるむらづくりでもあります。

建築物等の新築や改築等、景観むらづくりにおいて念頭におくべき基本的な視点について考えましょう。

- 周辺の公共空間との関係性に配慮する
- 地域性や場所性に配慮する
- みどり等の自然との関わりを考慮する



2. 景観むらづくりの進め方

基本的な視点を踏まえた上で、次のような手順で建築等の計画・設計を行ってください。また、これに加えて、地域の魅力ある景観づくりに貢献するような工夫を積極的に検討してください。

宜野座村の景観むらづくりの考え方を知る

宜野座村の景観むらづくりの基本的な考え方を示しています。計画の際には、まずこれを考慮してください。

地域ごとの配慮すべき事項を確認する

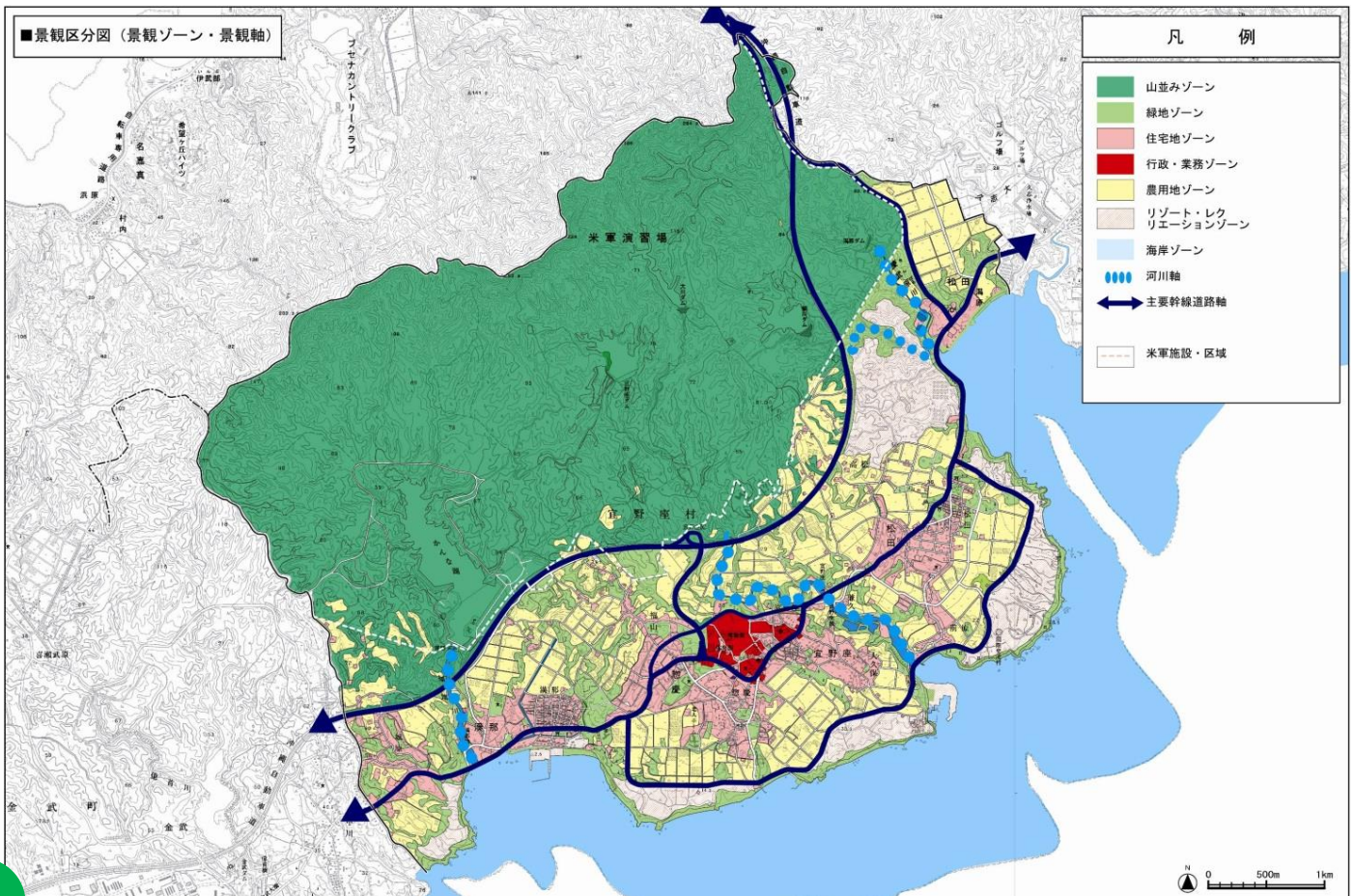
宜野座村の地域特性に応じて区域を区分し、それぞれの方針や目標像、目標事項等を示しています。計画地がどこに該当するか確認し、方針等を考慮してください。

景観むらづくりのルールを確認する

計画の内容や場所に応じてルールを定めています。ルールに適合しているかを確認するとともに、むらに魅力を与えるデザイン等を検討してください。

3. 景観区域

7つの景観ゾーン（区域）ごとに景観形成基準を示しています。



II 景観形成基準

1. 景観形成基準の構成

景観形成基準は、建築物の建築等行為別に、配置や形態・意匠などの項目ごとに分けて構成します。

宜野座村景観むらづくり計画では、地域の特性に応じた景観ゾーン（区域）ごとに景観形成基準を定めていますが、本書では各区域に共通する行為・要素別の基準を主に解説しています。

（詳細な内容について本編（宜野座村景観ガイドライン）を参照してください）

■景観形成基準の構成

○建築物の建築等
行為別の基準

基準の項目		掲載ページ
(1) 建築物及び 工作物	1) 配置及び高さ	p 3
	2) 形態及び意匠	p 4
	3) 色彩	p 5
	4) 素材	p 6
	5) 敷地の緑化及び垣・柵・塀	p 7
	6) 屋外設備その他	p 8
(2) 開発行為等	1) 開発行為	擁壁・のり面 樹木保全 緑化 p 10
	2) 屋外における 物件の堆積	集積又は貯蔵の方法 遮へい p 10
	3) 土地の採掘	遮へい 事後の措置 p 10
	4) 土地の形質の 変更	変更後の形状 p 10

○景観ゾーン
(区域) に応じた
基準

【基準の凡例】

景観ゾーン（区域）ごとの基準のポイント解説を次のマークで示しています。

●全ての区域に共通

すべて

●景観ゾーン（区域）ごとに
付加する基準

山並み

緑地

住宅地

行政・業務

農用地

リゾート・レク

海岸

参考：届出の対象となる規模

建築物及び工作物の新築、増築、改築など		開発行為など	
建築物	①高さが8m以上または建築面積500㎡以上の建築に関する行為 ②上記に該当する建物のうち、外観の変更が10㎡以上のもの	開発行為 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	①土地の面積が500㎡以上のもの
工作物	①擁壁、垣（生け垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもので、高さが3m以上のもの ②煙突、鉄塔などの以下に示す行為のうち、高さが10m以上のもの ③電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもので、高さが20m以上のもの	屋外における物件の堆積	①堆積の高さが5m以上のものまたはその用途に供される土地の面積が500㎡以上のもの

Ⅲ 景観形成基準のポイント解説

景観形成基準のポイント解説の一部を紹介します。(詳細な内容については、本編(宜野座村景観ガイドライン)を参照してください)

(1) 建築物及び工作物

1) 配置及び高さ

【基準の内容】 ①周辺景観との調和に配慮した配置や規模とする。

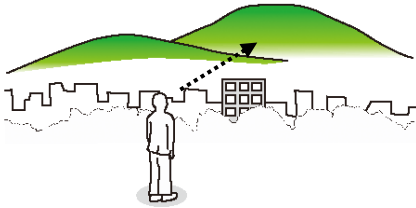
景観ゾーン(区域) **すべて**

【基準の内容】 ②山並み等の稜線を遮らない配置や高さとする。

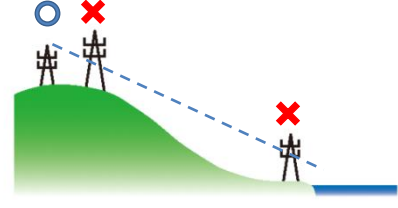
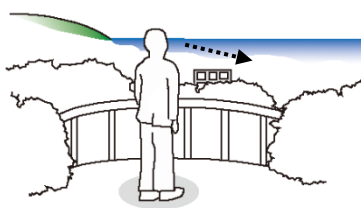
景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: 主要な視点場(眺めを楽しめる場所)からの眺望を妨げない高さや規模としましょう。

【望ましい例】



【望ましい例】



【基準の内容】

景観ゾーン(区域)

- ③原則 10m以下とし、周辺の樹木の高さ以内に努める。
- ③原則 10m以下とする。
- ③原則 10m以下とする。
ただし、リゾート施設については、良好な景観形成に資するものとし、村長及び審議会で認めるものは、その限りではない。
- ③原則 10m以下とし、暴風・防潮林の高さ以内に努める。

山並み	緑地
住宅地	行政・業務
農用地	
リゾート・レク	
海岸	

ポイント①: リゾート・レクゾーンを除く全区域において、建築物の高さは原則 10m以下(最大 3 階建以下)です。(上記 参照)

【基準の内容】 ⑤道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感や威圧感を感じさせない配置及び高さとする。

景観ゾーン(区域) **すべて**

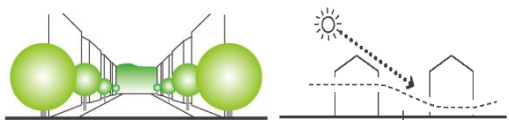
ポイント①: 公共の場所(道路、公園、河川など)から、可能な限り建物壁面や塀等の工作物の後退に努め、歩行者に圧迫感を与えないように配慮しましょう。

【望ましい例】



ポイント②: 通りの景観向上や住環境の質の確保のために、建築物及び塀等の工作物の壁面を後退しましょう。

【望ましい例】

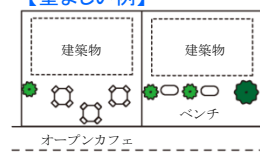


【基準の内容】 ⑧幹線道路沿い店舗・事務所の場合、まちの顔となるよう、店舗の賑わいを道に開くように工夫する。また、壁面等は前面道路から可能な限り後退し、小広場的な場所を設けるなど、憩える場所をつくるように努める。

景観ゾーン(区域) **住宅地** **行政・業務**

ポイント①: 店舗の賑わい空間を道に開くよう、建物の配置を工夫し、開放的な空間を創出しましょう。

【望ましい例】



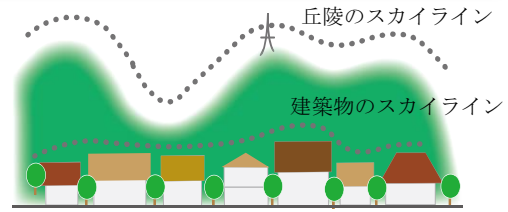
(1) 建築物及び工作物

2) 形態及び意匠

【基準の内容】 ①山並み(自然の地形や緑等)が主役となるように配慮した形態及び意匠とする。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①: 緑の稜線、海岸線等の自然景観が守られるように、周囲と調和する建物・屋根等の形状にしましょう。



【基準の内容】 ③屋根は、山並みや稜線の輪郭と調和するように、勾配屋根(赤瓦屋根等)に努める。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①: 屋根の形態は、切妻や寄棟等の勾配屋根を基本にし、シンプルな形態の屋根が集めたまちなみの景観を演出しましょう。

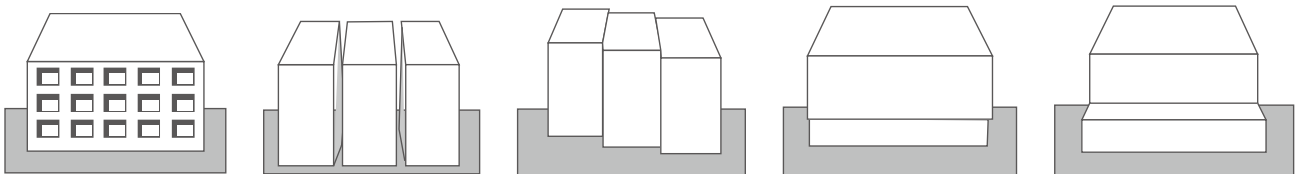
【望ましい例】



【基準の内容】 ⑤建築物が大規模な建築物の場合は、分節化、分散配置とする。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①: 戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物は、壁面の適度な分節化を行い、隣接する建築物同士の壁面及び軒線の位置等を工夫しましょう。



【基準の内容】 ⑥外装材には反射素材を避けるなど、山並み等の眺望景観を阻害しないように工夫する。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①: ガラスや金属性等の反射率の高い鏡面的な外装材及び反射光の生じる光沢があるもの(反射塗料も含む)を主体的に用いることは極力避けましょう。

ポイント②: 太陽光パネルを設置する場合は、できる限りパネルの最上部が当該建築物の高さを超えないようにし、屋根と一体化させましょう。また、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や公園等の公共の場所から目立たないように、配置・大きさ等を工夫しましょう。

【基準の内容】 ⑦道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等を工夫する。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①: 空が見えるような屋根及び建物の形態とするなど、歩行者等に開放感を感じさせましょう。

【望ましい例】



勾配屋根や壁面後退により、ゆとりを感じさせるまちなみを感じさせます。また、山並みへの見通しも良くなります。

Ⅲ 景観形成基準のポイント解説

(1) 建築物及び工作物

3) 色彩

【基準の内容】 ①落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮した色彩とする。景観ゾーン(区域) **すべて**

【基準の内容】 ④建築物の外壁は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、極端な高彩度、低明度を避ける。景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: 原色やげばげばしい色彩は避け、背景となる海や空、丘陵等の緑、周辺のまちなみとの調和に配慮した淡い色づかいを目安とすることが大切です。

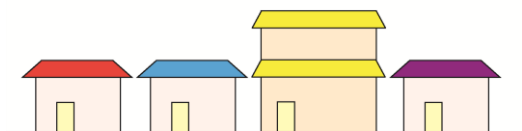
【望ましい例】



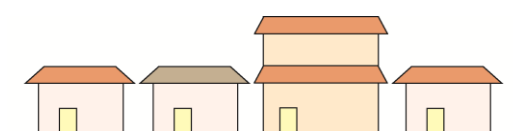
【基準の内容】 ②屋根の色彩は、極端な高彩度、低明度を避ける。景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: 自然の山並みや稜線の輪郭、伝統的な集落やたたずまいと調和するような屋根の色彩とすることが地域らしさにつながります。

【避けるべき例】



【望ましい例】



【基準の内容】 ③建築物の外壁は、自然景観に対して違和感が生じないよう、周辺の色調や建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮する。景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: 海や山といった自然物が大部分を占める場合は、周辺の色調(海や山、農地等の色調)周辺の建築物等の規模や色調に留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することが大切です。

【避けるべき例】



【望ましい例】



【基準の内容】 ⑤幹線道路沿い店舗・事務所の場合、色彩は、彩度を控えめにしたり、対比の強い配色を避けるなど、派手過ぎないものとし、周辺との調和に配慮する。景観ゾーン(区域) **行政・業務**

ポイント①: 幹線道路沿い店舗・事務所等の賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面等に高明度・高彩度(明度8以下、彩度2以上)の色彩(アクセント色)を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめましょう。



カラフルな塗装も部分的に低層部分で用いることで賑わいや楽しさを演出し、周辺景観になじむことができます。

【基準の内容】 ⑤リゾート施設の色調については、海崖緑地や海浜、背景にある山並み等の自然景観と調和し、亜熱帯リゾートの雰囲気演出するものとし、高層建築物等のボリュームが大きいものについては、彩度を抑えた色彩とする。景観ゾーン(区域) **リゾート・レク**

ポイント①: 背景や周辺に海や山並み、亜熱帯の緑等の自然景観に調和するよう、外壁等の建築物の大部分を占める部分の基調色は淡い色(白色系)を基本としましょう。ただし、リゾート施設は地域のシンボルとなる場合は、この限りではありません。

＜「落ち着いた、周辺の自然色となじむ色」とは＞

現況の建築物等で圧倒的に多い「色相」はR～YR～Yであり、土石や木材の色相に近い色彩です。また、「彩度」については、低彩度とすることで派手さを抑えられます。さらに、琉球石灰岩のような土石の色（コーラルホワイト）は白っぽく、「明度」の高い風景は、宜野座村のみならず、沖縄に馴染んでいます。

平成22年3月に策定された「沖縄県景観形成ガイドライン」では、「より自然なイメージのエリア」や「大規模な開発行為等」の明度や彩度の数値基準が示されています。

どのような色彩の基調色とするか迷った場合は、以下の範囲（明度8以上、彩度2以下）を参考にしてください。

◆基調色

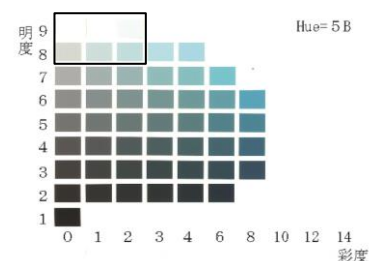
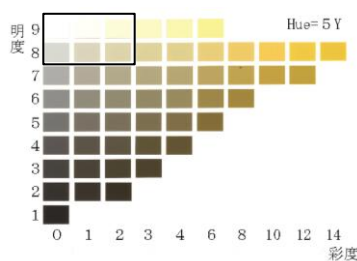
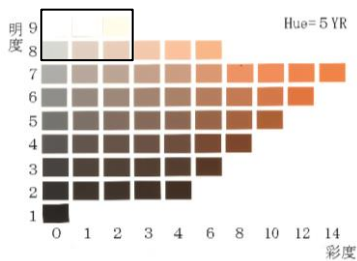
・色相を考慮する場合（より自然なイメージのエリアや積極的な景観形成を図りたいエリア）

色相	明度	彩度
7.5R～YR～Y ※	8以上	3以下
上記以外	8以上	1以下または使用しない

※YR～Yとしてもよい。R系色相は基本的には馴染みやすいが、大規模に用いると違和感を生む場合があるため。大面積で使用すると景観を阻害する色を最低限排除することを目標とする場合（既成市街地など）

明度	彩度
8以上	2以下

＜マンセル・カラー・システムに基づく基調色の色彩基準の範囲＞



明度8以上、
彩度2以下の範囲

出典：マンセルシステムによる色彩の定規（発行：日本色研事業株）

※これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

(1) 建築物及び工作物

4) 素材

【基準の内容】①可能な限り、木材、石材等の自然素材を活用する。

景観ゾーン(区域)

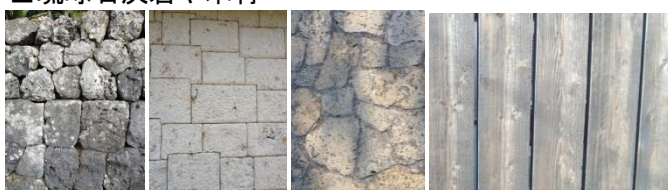
【基準の内容】②赤瓦や琉球石灰岩など、地域性を表す素材を効果的に活用する。景観ゾーン(区域)

ポイント①：御嶽・拝所等の景観資源周辺や昔ながらの集落景観が残る地域では、赤瓦や琉球石灰岩、木材等の地域性を表す素材を積極的に使用しましょう。

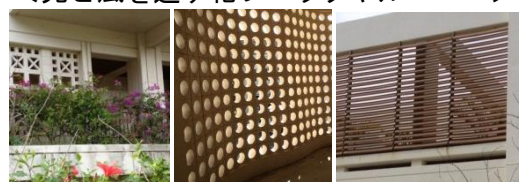
■赤瓦やセメント瓦



■琉球石灰岩や木材



＜光と風を通す花ブロックやルーバー＞



Ⅲ 景観形成基準のポイント解説

(1) 建築物及び工作物

5) 敷地の緑化及び垣・柵・塀

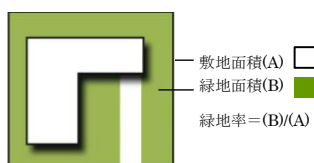
【基準の内容】 ①1敷地に1本以上の樹木を植栽する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。

景観ゾーン(区域) **すべて**

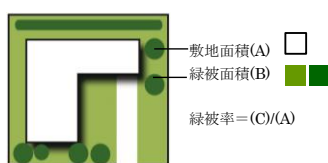
【基準の内容】 ②敷地内においては、可能な限り多くの部分を緑化する。(敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等)

景観ゾーン(区域) **すべて**

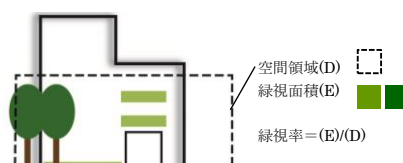
ポイント①: 少なくとも「緑地率 10%」「緑被率 20%」「緑視率 30%、接道延長 1/5」のいずれかを満たすようにしましょう。



緑地率: 植込地や植栽樹、芝生地などの面積の総和を敷地面積で除した割合。屋上緑化もその面積を加えることができる。



緑被率: 敷地全体の中で、樹木などの予測される完成形の投影面積と、壁面緑化の予想完成面積及び芝生などの面積の総和を敷地面積で除した割合。



緑視率: 正面から見た構図に占めるみどりの比率のことで、予測される完成形を基準に割り出した数値。

■屋上緑化（屋根緑化、屋上菜園）、壁面緑化、ベランダ緑化



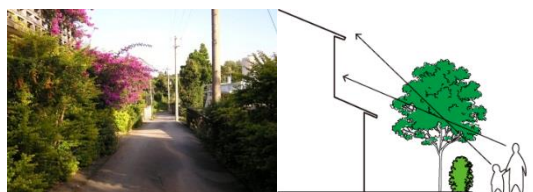
※壁面緑化にふさわしい植物、代表的な樹木の詳細内容については、本編（宜野座村景観ガイドライン p 54～56）で紹介していますので、参照してください。

【基準の内容】 ③緑化にあたっては、沿道側を中心に中高木・花等の緑化に努める。景観ゾーン(区域)

すべて

ポイント①: 敷地内、特に道路からの建物壁面後退部においては、積極的に緑化しましょう。

【望ましい例】



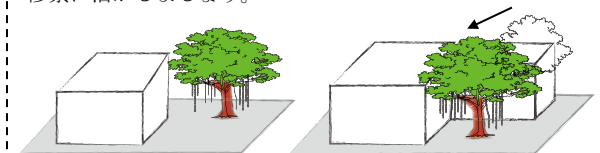
沿道側に樹木を植栽することにより、建物への圧迫感の軽減やプライバシーの確保にもつながります。

【基準の内容】 ⑤敷地に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように工夫する。景観ゾーン(区域)

すべて

ポイント①: 地域固有の緑を残しましょう。

樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かしましょう。



新屋比久小のフクギ (樹齢約150年)



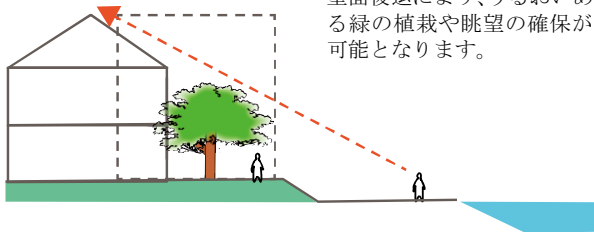
松田の旧国道のガジュマル

【基準の内容】⑦丘陵地や海崖の斜面地に建築物等を建てる場合、道路や公園、河川、海岸等から丘陵地や海崖の樹林地への眺望を損なわないようにし、その樹林地の連続性を保つために、斜面下部にある樹林地の保全・育成に努める。また、樹林地が残っていない場合、斜面下部の緑の創出に努める。

景観ゾーン(区域) 緑地 住宅地 行政・業務 農用地 リゾート・レク

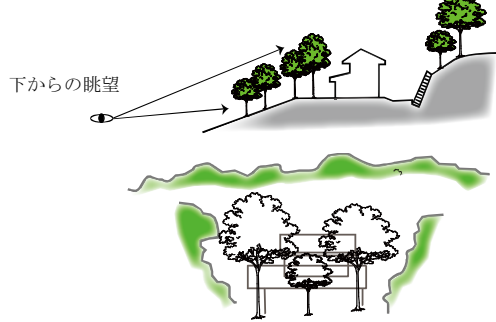
ポイント①:まとまった樹林地を保全・創出し、緑の連なりをつくりましょう。

【望ましい例】



【望ましい例】

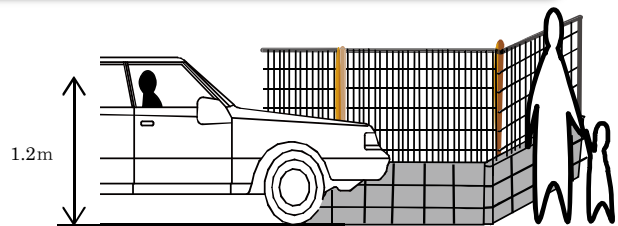
斜面下の樹林は、下からの眺望によって緑の連続性を感じさせます。



【基準の内容】⑩ブロック塀やコンクリート塀、石垣を設置する場合の高さは、圧迫感を与えないように努める。

景観ゾーン(区域) すべて

ポイント①:出会い頭事故防止などの安全性の確保にも考慮したブロック塀等の高さとしましょう。

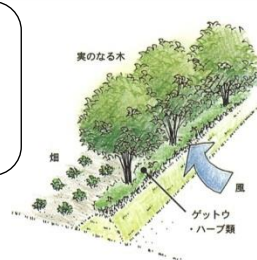


ブロック塀等の高さは60cm(ブロック塀3段)以下に抑えましょう。

【基準の内容】⑪周辺で建築する際には、農地の風景を見せるよう低い生垣や屋敷林を配置するなど、緑の風景をつくるように努める。

景観ゾーン(区域) 農用地

ポイント①:赤土流出防止を図るためにも、農地の周辺にはグリーンベルトを創出し、農の風景を工夫しましょう。



【望ましい例】



(1) 建築物及び工作物

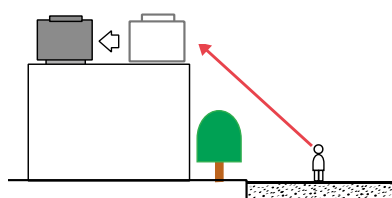
6) 屋外設備その他

【基準の内容】①屋外設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図る。やむを得ず露出する場合は、可能な限り、壁面と同質の仕上げを施す、または道路等から見えにくい位置に設置するように努める。

景観ゾーン(区域) すべて

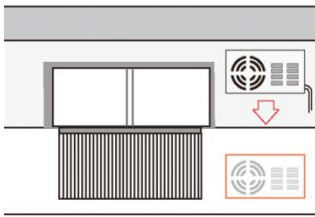
ポイント①:屋外・屋上設備は、露出しないようにしましょう。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなどの工夫を行いましょう。

【望ましい例】

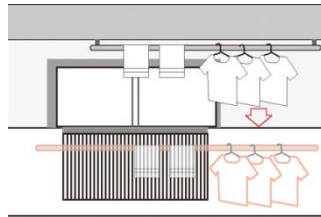


III 景観形成基準のポイント解説

■ 室外機の配慮



■ 物干しの配慮



■ 屋外配管の配慮



【望ましい例】



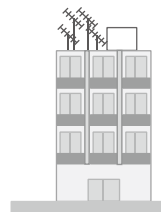
やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、屋根の素材やデザイン及び花ブロックによる遮へいを行いましょう。

【基準の内容】 ②アンテナは共同化するように努め、鉄塔類の立地は、可能な限り、大規模にならないよう、また目立たないように工夫する。

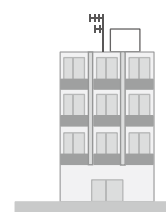
景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: テレビ受信アンテナは共同化や設置場所を1箇所にまとめるなど、すっきりとした印象になるようにしましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



テレビ受信アンテナは共同化や集約し、なるべくすっきりと見えるようにしましょう。

ポイント②: 携帯電話基地局等の鉄塔類については、背景となる景観への影響が少ないすっきりとした構造にしましょう。また、外構部分も緑化等で修景し、周辺景観になじませましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



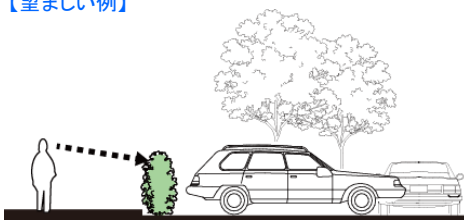
人工物の印象が小さくなるように、横幅の広がりがある小さなもの等の可能な限りすっきりと見える構造(写真右)にしましょう。

【基準の内容】 ③屋外駐車場は、出入り口を集約し、可能な限り、生垣等により修景するとともに、場内を緑化する。

景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①: 屋外駐車場は、できる限り道路や公園等の公共の場所から容易に見通せないような場所に配置し、前面は緑化スペースとして使用しましょう。また、高木の植栽による緑陰づくりなど、積極的に緑化(緑陰樹、パーゴラ、芝ブロック等)しましょう。

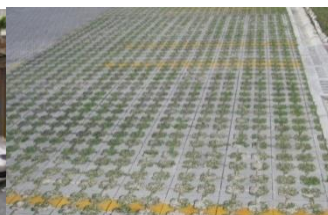
【望ましい例】



【望ましい例】



【望ましい例】



道路等の公共空間から見える場所に、低木や芝ブロック等を用いることで、うるおいのあるまちなみを創出することにつながります。

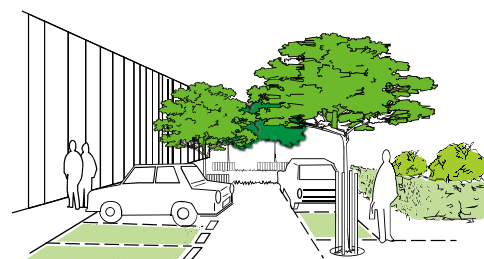
【基準の内容】 ⑤リゾート施設で道路に面する屋外駐車場を設ける場合は植栽等で緑化を行うなど工夫する。

景観ゾーン(区域) **リゾート・レク**

ポイント①: 道路、公園等の公共の場所から、駐車場内が見通せないよう、安全上支障のない範囲で、生垣等により遮へいしましょう。

ポイント②: 駐車場内にうるおいを持たせるため、積極的に緑化しましょう。

【望ましい例】

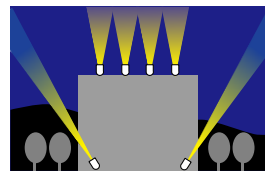


【基準の内容】④夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法などを工夫する。

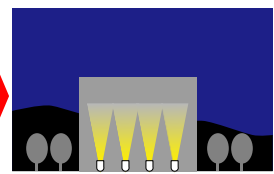
景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①:夜のまちなみに違和感を与えるような派手なものにならないように、最小限のもので効果的にライトアップしましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



(2) 開発行為等

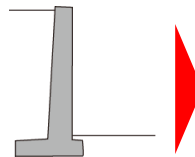
1) 開発行為<擁壁・のり面>

【基準の内容】①特徴のある地形を活かす工夫をし、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするように努める。

景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント②:のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



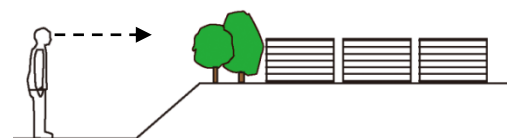
2) 屋外における物件の堆積<遮へい>

【基準の内容】①屋外への物件等の集積は目立たないように配置し、常に整理整頓に心がけ、植栽や修景された塀等で遮へいに努める。

景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①:植栽または塀等で行為地の周囲を囲うなど、行為地内部が見通せないよう、遮へいしましょう。

【望ましい例】



植栽や圧迫感のない塀等で遮へいしましょう。

3) 土地の採掘<遮へい>

【基準の内容】①敷地周辺の緑化等、周辺道路からの遮へいに努める。

景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①:道路、公園等の公共の場所から見通しにくい行為地を選定することや、行為が目立ちにくいように工夫しましょう。

【望ましい例】



行為地の周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにしましょう。

4) 土地の形質の変更<変更後の形状>

【基準の内容】①可能な限り現況の地形を活かし、長大なりのり面や擁壁が生じないようにする。

景観ゾーン(区域) **すべて**

ポイント①:できる限り現況の地形を活かし、長大なりのり面又は擁壁が生じないように擁壁・のり面を分節化し、緑化しましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】

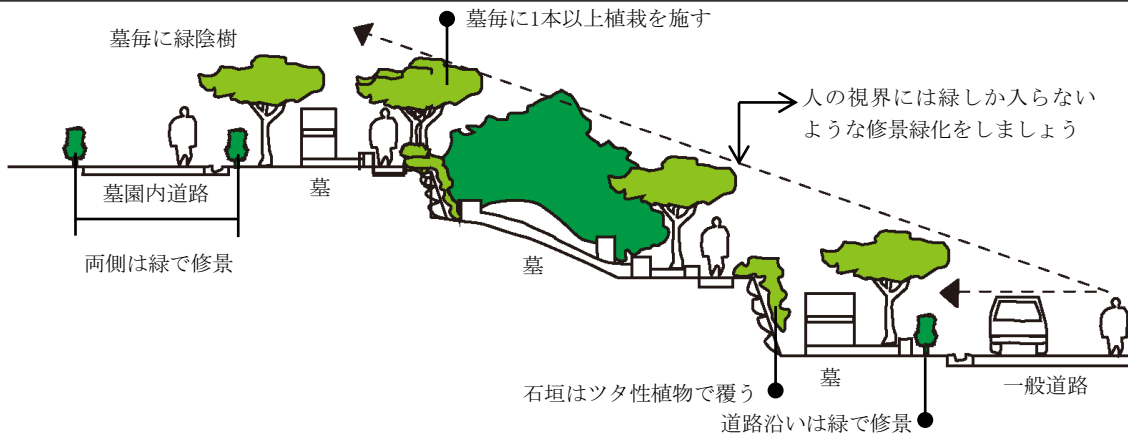


III 景観形成基準のポイント解説

【基準の内容】 ②墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。

景観ゾーン(区域) すべて

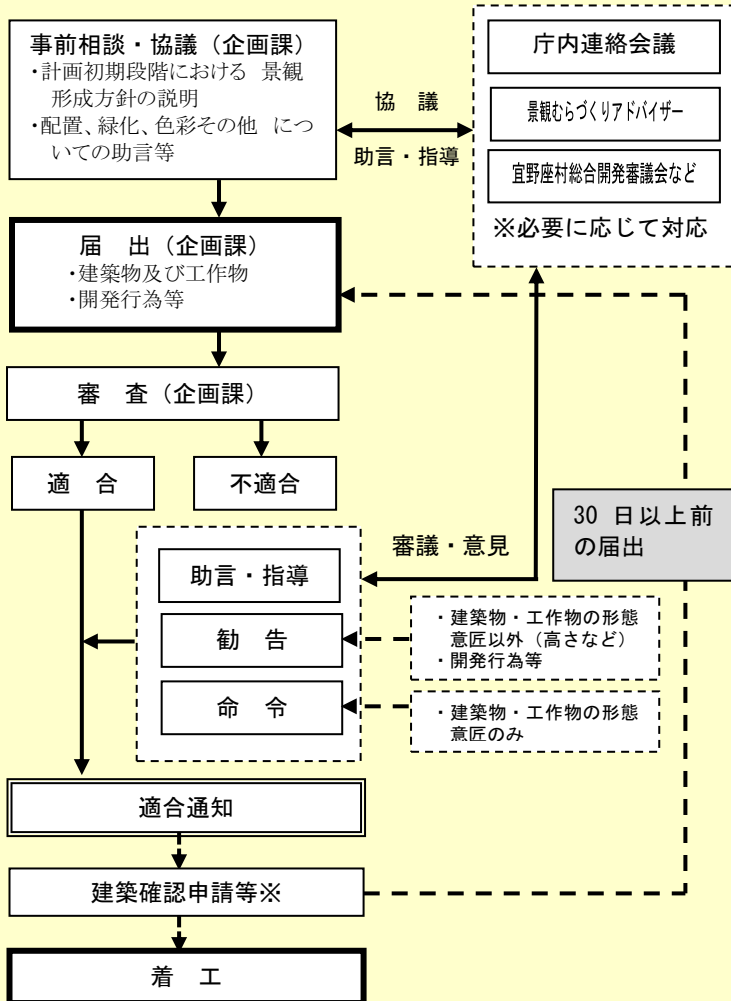
ポイント①: 墓地ごとに 1 本以上の中高木植栽を施し、低い生垣の設置やブロック塀緑化を行うことにより、すっきりとした緑豊かな環境をつくりましょう。



■手続きの流れ

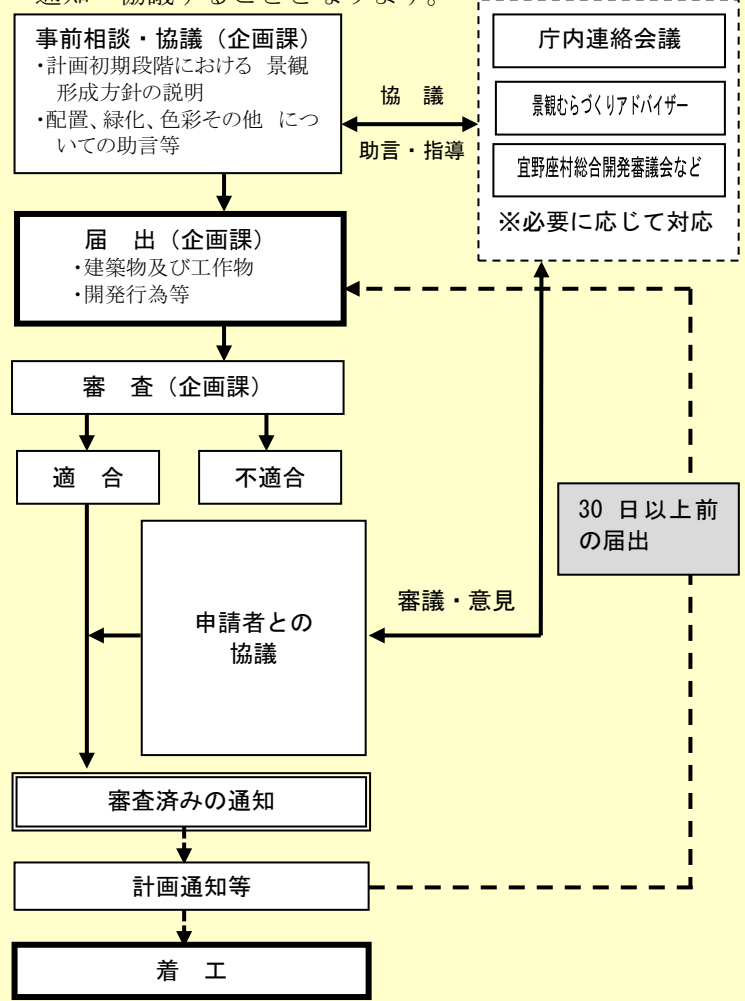
<通常の届出>

届出された行為については、宜野座村が景観形成基準に適合しているか判断し、適合していない場合は、設計変更の勧告を行います。



<国・地方公共団体の手続き(通知)>

国及び県又は村が行う行為(公共事業等)については、景観法第16条第5項及び同第6項に基づき、本村に通知・協議することとなります。



お問い合わせ

宜野座村 企画課 TEL: 098-968-5100 (直通)
〒904-1392 沖縄県宜野座村字宜野座 296 番地